

旧	新
<p>焼津市建設工事下請負の適正化に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、焼津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負の適正化を図るため、元請負人及び下請負人が講ずべき措置その他必要な事項を定めるものとする。 (下請負の当事者の確認)</p> <p>第2条 元請負人は、工事を下請負に付そうとする場合において建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号の規定に該当するときは、特定建設業の許可を受けておかななければならない。</p> <p>2 元請負人は、当該下請負人が当該下請負に付そうとする部分の工事（法第3条に規定する軽微な工事を除く。）の種類に対応する業種について、法3条の規定による建設業の許可を受けていることを確認するものとする。 (同一工事入札参加者間等の下請負の制限)</p> <p>第3条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札参加者又は随意契約における見積者（以下「参加者」という。）に対し下請負に付してはならない。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる者は、同項の参加者とみなす。 (1) 参加者が事業協同組合である場合における当該組合員 (2) 参加者が事業協同組合の組合員である場合における当該組合 (3) 参加者が建設工事共同企業体である場合における当該建設工事共同企業体の構成員 (4) 参加者が建設工事共同企業体の構成員である場合における当該建設工事共同企業体</p> <p>3 入札が不調となり、再度の入札に付された工事において、不調となった入札に参加した者を当該工事の下請負に付してはならない。 (一括下請負)</p> <p>第4条 元請負人は、法22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）<b>第12条</b>の規定に従い、工事を一括して下請負に付してはならない。 (重層下請負)</p>	<p>焼津市建設工事下請負の適正化に関する要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、焼津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る下請負の適正化を図るため、元請負人及び下請負人が講ずべき措置その他必要な事項を定めるものとする。 (下請負の当事者の確認)</p> <p>第2条 元請負人は、工事を下請負に付そうとする場合において建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号の規定に該当するときは、特定建設業の許可を受けておかななければならない。</p> <p>2 元請負人は、当該下請負人が当該下請負に付そうとする部分の工事（法第3条に規定する軽微な工事を除く。）の種類に対応する業種について、法3条の規定による建設業の許可を受けていることを確認するものとする。 (同一工事入札参加者間等の下請負の制限)</p> <p>第3条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札参加者又は随意契約における見積者（以下「参加者」という。）に対し下請負に付してはならない。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる者は、同項の参加者とみなす。 (1) 参加者が事業協同組合である場合における当該組合員 (2) 参加者が事業協同組合の組合員である場合における当該組合 (3) 参加者が建設工事共同企業体である場合における当該建設工事共同企業体の構成員 (4) 参加者が建設工事共同企業体の構成員である場合における当該建設工事共同企業体</p> <p>3 入札が不調となり、再度の入札に付された工事において、不調となった入札に参加した者を当該工事の下請負に付してはならない。 (一括下請負)</p> <p>第4条 元請負人は、法22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）<b>第14条</b>の規定に従い、工事を一括して下請負に付してはならない。 (重層下請負)</p>

旧	新
<p>第5条 元請負人は、下請負人に対して、なるべく当該下請負に付する部分の工事を直接施工するよう指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意しなければならない。</p> <p>2 元請負人は、下請負人が他の者に下請負させる（以下「再下請負」という。）必要があると認めるときは、下請負人に対し、書面による再下請負契約の締結、労働災害の防止その他必要な措置をとるよう指導するとともに、当該下請負契約を含むすべての下請負の状況を把握しておかなければならない。</p> <p>（下請負契約の締結）</p> <p>第6条 元請負人及び下請負人は、法第19条の規定に従い、工事の開始に先立って、建設工事標準下請負約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準ずる内容による下請負契約書による契約を締結しなければならない。</p> <p>2 元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由により前項に規定する下請負契約書による契約を締結することができないときは、少なくとも次に掲げる事項を明記した書面による下請負契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 工事名  (2) 工事場所  (3) 工事の種類及び内容  (4) 工期  (5) 請負代金額  (6) 請負代金の支払時期及び方法</p> <p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 元請負人は、<u>工事を下請負に付するときは</u>、焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号）第15条に規定する下請負人通知書に当該下請負に係る前条の契約書その他の書面の写しを添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 元請負人は、<u>法第24条の7第4項の規定に準じ、下請負の合計額にかかわらず施工体系図を作成し、</u>市長に提出しなければならない。ただし、<u>再</u>下請負契約がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 元請負人は下請負人及び下請負の内容に変更があった場合は、変更があった事項に係る前2項の書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 元請負人は、下請負人に対して、なるべく当該下請負に付する部分の工事を直接施工するよう指導し、不必要な重層下請負が行われないよう留意しなければならない。</p> <p>2 元請負人は、下請負人が他の者に下請負させる（以下「再下請負」という。）必要があると認めるときは、下請負人に対し、書面による再下請負契約の締結、労働災害の防止その他必要な措置をとるよう指導するとともに、当該下請負契約を含むすべての下請負の状況を把握しておかなければならない。</p> <p>（下請負契約の締結）</p> <p>第6条 元請負人及び下請負人は、法第19条の規定に従い、工事の開始に先立って、建設工事標準下請負約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準ずる内容による下請負契約書による契約を締結しなければならない。</p> <p>2 元請負人及び下請負人は、やむを得ない理由により前項に規定する下請負契約書による契約を締結することができないときは、少なくとも次に掲げる事項を明記した書面による下請負契約を締結するものとする。</p> <p>(1) 工事名  (2) 工事場所  (3) 工事の種類及び内容  (4) 工期  (5) 請負代金額  (6) 請負代金の支払時期及び方法</p> <p>（下請負人の通知等）</p> <p>第7条 元請負人は、<u>市長から請求があった場合においては</u>、焼津市建設工事執行規則（昭和53年焼津市規則第14号）第15条に規定する下請負人通知書に当該下請負に係る前条の契約書その他の書面の写しを添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 元請負人は、<u>法第24条の8及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に従い作成した施工体系図を</u>市長に提出しなければならない。ただし、下請負契約がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 元請負人は、<u>下</u>請負人及び下請負の内容に変更があった場合は、変更があった事項に係る前2項の書類を市長に提出しなければならない。</p>

旧	新
<p>(労働者の使用)</p> <p>第8条 元請負人及び下請負人は、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律</u>（昭和60年法律第88号）第2条第1項第3号の労働者派遣事業を行う者から派遣される労働者を<u>同項第2号</u>の建設業務に従事させてはならない。</p> <p>(下請負に係る請負代金)</p> <p>第9条 元請負人及び下請負人は、下請負契約の締結に当たっては、下請負に係る請負代金について、次の各号に掲げる事項に従った契約内容としなければならない。</p> <p>(1) 請負代金額は、当該下請負に係る工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額でないこと。</p> <p>(2) 請負代金の支払時期及び前払金の支払については、法第24条の3及び<u>第24条の5第1項</u>の規定に従っていること。</p> <p>(3) 請負代金の支払は、なるべく現金払とすること。</p> <p>(4) 請負代金の支払を現金払及び手形払の併用とする場合は、当該代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間は120日以内とすること。この場合において、労務費相当分については、必ず現金払とすること。</p> <p>(5) 請負代金の支払に当たり、現金払の約定を手形払に変更し、又は手形期間を延長するときは、これによる手形割引の費用又は増加費用を元請負人の負担とすること。</p> <p>2 元請負人は、下請負に係る請負代金を手形払するときは、一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付してはならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、元請負人は、下請負に係る請負代金の支払条件について、工事に係る市長と元請負人との間の請負契約における支払条件にかかわらず、適正なものとしなければならない。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第10条 元請負人及び下請負人は、工事に係る下請負の実施にあたっては、この要綱のほか、法、焼津市建設工事執行規則その他の法令等を遵守しなければならない。</p> <p>(市長の指導等)</p> <p>第11条 市長は、元請負人又は下請負人がこの要綱の規定に違反した場合</p>	<p>(労働者の使用)</p> <p>第8条 元請負人及び下請負人は、<u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u>（昭和60年法律第88号）第2条第1項第3号の労働者派遣事業を行う者から派遣される労働者を<u>同法第4条第1項第2号</u>の建設業務に従事させてはならない。</p> <p>(下請負に係る請負代金)</p> <p>第9条 元請負人及び下請負人は、下請負契約の締結に当たっては、下請負に係る請負代金について、次の各号に掲げる事項に従った契約内容としなければならない。</p> <p>(1) 請負代金額は、当該下請負に係る工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額でないこと。</p> <p>(2) 請負代金の支払時期及び前払金の支払については、法第24条の3及び<u>第24条の6第1項</u>の規定に従っていること。</p> <p>(3) 請負代金の支払は、なるべく現金払とすること。</p> <p>(4) 請負代金の支払を現金払及び手形払の併用とする場合は、当該代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間は120日以内とすること。この場合において、労務費相当分については、必ず現金払とすること。</p> <p>(5) 請負代金の支払に当たり、現金払の約定を手形払に変更し、又は手形期間を延長するときは、これによる手形割引の費用又は増加費用を元請負人の負担とすること。</p> <p>2 元請負人は、下請負に係る請負代金を手形払するときは、一般の金融機関による引受けが困難であると認められる手形を交付してはならない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、元請負人は、下請負に係る請負代金の支払条件について、工事に係る市長と元請負人との間の請負契約における支払条件にかかわらず、適正なものとしなければならない。</p> <p>(法令の遵守)</p> <p>第10条 元請負人及び下請負人は、工事に係る下請負の実施にあたっては、この要綱のほか、法、焼津市建設工事執行規則その他の法令等を遵守しなければならない。</p> <p>(市長の指導等)</p> <p>第11条 市長は、元請負人又は下請負人がこの要綱の規定に違反した場合</p>

旧	新
<p>において、必要があると認めるときは、当該元請負人又は下請負人に対し、資料の提出を求め、若しくは実地調査をし、又は適当な指導助言若しくは是正措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 この要綱に定めるもののほか、工事に係る下請負の適正化のために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>において、必要があると認めるときは、当該元請負人又は下請負人に対し、資料の提出を求め、若しくは実地調査をし、又は適当な指導助言若しくは是正措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 この要綱に定めるもののほか、工事に係る下請負の適正化のために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。</u></p>